

## 新弁理士法施行令案について

平成12年5月  
制度改正審議室

### 1. 今回の政令改正案の概要

平成12年4月第147回通常国会において、新弁理士法（平成12年法律第49号）が可決・成立した。この法施行に伴い、以下の規定の整備を行うため、弁理士法施行令を全部改正するものである。

認定手続代理業務の範囲（第4条第2項第1号関係）

税関において、輸入貨物が知的財産権侵害物品に該当するか否かを認定するための認定手続のうち、弁理士の手続代理権が認められるものを定める。

工業所有権審議会（第12条、第33条関係）

弁理士試験の実施及び弁理士の懲戒に対する意見提出を行う審議会として工業所有権審議会を定める。

会則認可事項（第57条第2項関係）

弁理士会則のうち経済産業大臣の認可を要する事項を定める。

登録審査会（第70条第7項関係）

登録審査会の議決の方法等について定める。

独占業務の範囲（第75条関係）

弁理士の手続代理業務のうち、独占業務から除外される手続を定める。また、弁理士の独占業務とされる書類作成業務等を定める。

弁理士試験に関する経過措置（附則第4条関係）

平成13年試験の根拠規定として、旧弁理士法施行令の該当規定の効力を維持する規定を設ける。また、旧試験の受験者に対する科目免除の経過措置を定める。

なお、この政令の施行は、法と同様、平成13年1月6日を予定している。

### 2. 各項目の考え方

#### (1) 認定手続代理業務の範囲

弁理士法第4条第2項第1号に基づき弁理士の代理権が認められる認定手続に関する手続として、以下の手続（権利者が行うものに限る。）を定める。

関税定率法第21条第4項の規定による通知（認定手続開始の通知）の受領

関税定率法第21条第6項の規定による通知（認定結果の通知）の受領

関税定率法第21条第7項の規定による通知（認定手続終了の通知）の受領

当該認定手続が執られた疑義貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者（「権利者」）及び当該疑義貨物の輸入者が、税関長に機会が与えられて行う、当該疑義貨物が侵害物品に該当すること又は該当しないことについての証拠の提出及び意見の陳述。（関税定率法施行令第61条の3第1項）

認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合に、権利者又は輸入者が、税関長に機会が与えられて行う当該証拠についての意見の陳述（関税定率法施行令第61条の3第2項）

## (2) 工業所有権審議会

旧弁理士法施行令においては、弁理士試験及び弁理士の懲戒に関する事務は弁理士審査会が行うこととされていた。この弁理士審査会は、中央省庁再編（平成13年1月6日）に伴い廃止され、その業務が工業所有権審議会に移管されることが決定されていることから、工業所有権審議会を弁理士法第12条の政令で定める審議会として規定する。

## (3) 会則認可事項

弁理士法においては、国による最終的な監督は維持しつつ、弁理士会の自治統制機能を最大限尊重する、という考え方に沿って、経済産業大臣による総会の決議の取消及び役員解任権限を規定する（第72条）とともに、会則については、政令で定める重要な事項に係る変更に関し、経済産業大臣の認可を必要としている（第57条第2項）。

このような立法趣旨にしたがい、弁理士法施行令においては、他士業の例を参考にしつつ、会則に記載すべき事項のうち、行政による事前のチェックを行わないと弁理士会の適正な運営、弁理士の業務の適正な遂行、或いは国から弁理士会に移管されている事務の適正な運営に支障をきたすおそれが大きいものに限り、認可事項とすることとする。

具体的には、弁理士法第57条第1項の第1号から第15号に規定されている会則記載事項のうち、「会員の種別及びその権利義務に関する規定」、「会議に関する規定」、「弁理士の登録に関する規定」、「会員の品位保持に関する規定」は、弁理士会及び弁理士会に国から移管されている事務の適正な運営、弁理士の業務に関わる極めて重要な規定であるため、認可を要する事項とする。

### 会員の種別及びその権利義務に関する規定

特許業務法人が導入され、会員の種類が個人会員と法人会員の2種類となったことから、これらの会員についての役員選挙権、被選挙権、総会の表決権等について規定するもの。会員の選挙権や表決権等は、「会議に関する規定」とともに弁理士会の適正な運営にとって極めて重要な事項であるため、認可事項とする必要がある。

### 会議に関する規定

会議の種類、構成要員、会議の開催、議決方法及び会議の付議事項等について定めるものであり、会としての意思決定の方法を定める極めて重要なものであるため、認可事項とする必要がある。

### 弁理士の登録に関する規定

弁理士会は、弁理士の登録に関する事務が主務大臣から移管されており、この登録事務の手続に関して必要な事項（登録の申請に必要な書類、登録料等）を定めるものである。本来国が行うべき事務に関する規定であるから、認可事項とする必要がある。

### 会員の品位保持に関する規定

弁理士法に規定されている弁理士の品位保持義務を受けて、会員が守るべき具体的な綱紀規律、及び会員の懲戒について定めるもの。各弁理士の業務を規制するものであり、競争制限的にならないよう、あるいは不当に会員の権利を侵さないよう行政として事前チェックを行う必要があるため、認可事項とする必要がある。

#### (4) 登録審査会

今回の弁理士法改正により、「心身の故障により弁理士の業務を行わせることが適正を欠くおそれがある者」、「弁理士の信用を害するおそれがある者」を弁理士の登録拒否事由又は登録抹消事由に追加している（19条、25条）。さらに、当該要件に該当するかどうかの判断は、相当の慎重を要するため、日本弁理士会に第三者を含む合議制機関である登録審査会を設置して審査させることとしている（19条、25条、70条）。

弁理士法第70条は、審査事項、委員の人数、会長及び委員の委嘱、委員の任期を規定するとともに、その他の必要な事項は政令で規定することとしている。

このため、弁理士法と同様、資格（登録）審査会に関し政令委任規定を有する公認会計士法及び税理士法の施行令も参照しつつ、登録審査会の組織、運営に関して、

登録審査会の会長は、会務を総理すること、

登録審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこと、

登録審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによること、

登録審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会則で定めること、  
を弁理士法施行令に規定することとする。

#### (5) 独占業務の範囲

今回の弁理士法改正において、ユーザーの自己決定責任を前提として競争原理を導入し、国民生活の利便性の向上や、当該業務サービスに係る競争の活性化を図るべきとの観点から、弁理士の独占業務範囲の見直しが行われた。

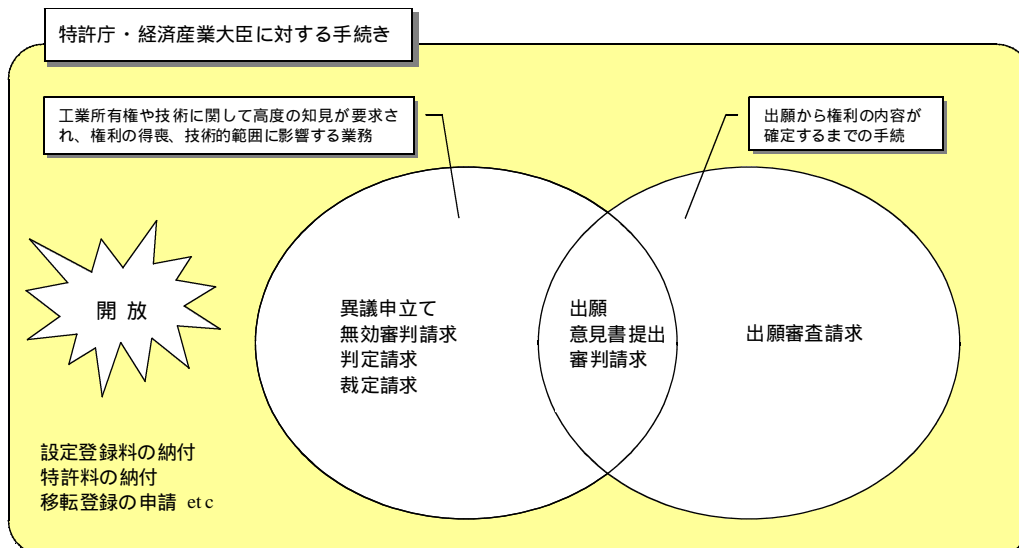
弁理士法第75条では、特許料の納付手続の代理、特許原簿への登録申請手続の代理その他の政令で定める手続を独占業務範囲から除外することとしており、具体的手続については、弁理士法施行令で規定する必要がある。

独占業務範囲見直しの考え方は以下のとおりである。

工業所有権や技術に関して高度の知見が要求され、権利の得喪、技術的範囲に影響する業務については、弁理士の独占業務とする。

出願から権利の内容が確定するまでの一連の業務は弁理士の独占業務とする。

、 に該当しない業務は原則として弁理士の独占業務としない。



具体的には、次に掲げる手続を独占業務から除外することとする。

特許証、実用新案登録証、意匠登録証又は商標登録証若しくは防護標章登録証の再交付についての手続

特許法第30条第1項(実用新案法第11条第1項において準用する場合を含む。)の学術団体又は同条第3項(実用新案法第11条第1項において準用する場合を含む。)若しくは商標法第9条第1項の博覧会の指定についての手続

特許料若しくは登録料の納付若しくは追納又は割増特許料若しくは割増登録料の納付

特許料又は登録料の軽減、免除若しくは猶予の申請書の提出

既納の特許料又は登録料の返還の請求

特許法第186条第1項本文(実用新案法第55条第1項において準用する場合を含む。)、意匠法第63条第1項本文又は商標法第72条第1項本文の閲覧等の請求

過誤納の手数料の返還の請求

意匠法第14条第4項第1号又は第4号の規定に基づく手続

商標法第4条第1項第17号のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地の指定についての手続

商標法第68条の6第1項の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二章又は第三章に規定する手続  
 ~ に掲げる手続をする者が行う手数料の納付、期間の延長の請求、手続の補正又は弁明書の提出

特許原簿への登録の申請手続その他の特許登録令、実用新案登録令、意匠登録令及び商標登録令の規定に基づく手続

また、弁理士の独占業務に含まれる書類作成業務を定めるため、弁理士法第75条の政令で定める書類若しくは電磁的記録を政令で規定する必要がある。旧弁理士法施行令第22条の2第1項に指定されている書類に含まれていると解される書類のうち、弁理士法第75条の立法趣旨から独占業務として維持すべきと考えられるものとして、以下の書類及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第3条第3項により当該書類とみなされる電磁的記録を指定することとする。

特許出願又は実用新案登録、意匠登録若しくは商標登録若しくは防護標章登録の

出願に係る願書、明細書、要約書、出願審査請求書、意見書、出願公開請求書及び  
手続補完書  
実用新案技術評価請求書及び実用新案登録訂正書  
特許異議の申立て又は登録異議の申立てに係る申立書、意見書及び訂正の請求書  
審判、再審又は判定に係る請求書、答弁書、訂正の請求書及び意見書  
商標権の存続期間の更新登録の申請書、防護標章登録に基づく権利の存続期間の  
更新登録の出願の願書及び書換登録申請書  
国際出願の願書、明細書、請求の範囲及び要約書並びに国際予備審査の請求書、  
答弁書、手続補完書  
国際登録出願の願書  
審査請求書又は異議申立書  
裁定に係る請求書、答弁書及び取消請求書  
弁明書（上記の弁明書を除く。）  
～ に掲げる書類についての手続補正書

#### （ 6 ） 弁理士試験に関する経過措置

弁理士法第 2 章（弁理士試験）の規定は、平成 14 年 1 月 1 日から施行されるため、平成 13 年度試験については、旧弁理士法第 2 条第 2 項及び旧弁理士法施行令の規定に基づき、旧弁理士試験を行う必要がある。

ただし、受験資格の制限、予備試験については、平成 13 年度から先行して廃止することとする。

なお、旧弁理士試験のうち筆記試験に合格者した者は翌年の筆記試験が免除されている（旧弁理士法施行令第 8 条ノ 11）が、平成 12 年度の筆記試験合格者は平成 13 年度の筆記試験を免除することとする。また、平成 13 年度の筆記試験合格者は、平成 14 年度は口述試験からの受験を認めるが、口述試験の合格者は、新弁理士試験の筆記試験を受験した合格者と同列に扱うことはできないため、旧弁理士試験に合格した者と同等に扱うこととし、登録後に、弁理士法附則第 6 条に規定する資質の向上のための研修を受けることを義務づけることとする。

また、旧弁理士試験の不正受験者等のうち受験停止期間の満了していない者に対しては、残存期間分、新弁理士試験を受験停止とする。

以上を内容とする経過措置を弁理士法施行令附則に規定することとする。

（以上）